特定非営利活動法人みんなのコード　定款

第１章 総　則

（名　称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人みんなのコードという。

（事務所）
第2条　　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

（目　的）
第3条　この法人は、子どもをはじめとするすべての人が、テクノロジーと共に未来を変える一歩を踏み出せる社会の実現を目指し、主に公教育分野における情報教育の普及・発展を推進することにより、世の中の課題に対し自ら解決策を講ずることができる人で溢れた持続的かつ発展的な社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1)子どもの健全育成を図る活動
(2)情報化社会の発展を図る活動
(3) 社会教育の推進を図る活動
(4) 災害救援活動
(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) 情報教育の普及・啓発に関する事業
(2) 学校現場における教材開発・提供および授業支援
(3) 教育に関する調査研究および政策提言
(4) 子どもがテクノロジーを体験する場の運営・伴走支援
(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章 会　員

（種　別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入　会）
第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章役　員

（種別及び定数）
第12条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上９人以内
(2) 監事　１人以上３人以内
２　理事のうち１人を理事長とする。

（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の３分の１を超えないものとする。
５　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　理事長以外の理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任する

ことができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会　議

（種　別）
第19条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第21条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業報告及び決算
(5) 役員の選任及び解任
(6) 解散における残余財産の帰属
(7) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第22条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第14条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第24条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第25条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできな

い。

（総会の議決）
第26条　総会における議決事項は、第23条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）
第27条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。
3　前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務者の氏名

（理事会の構成）
第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(4) その他総会の議決を要しない自己の職務の執行の状況に関する事項

（理事会の開催）

第31条　理事会は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、開催する。
２　臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第32条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第33条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第34条　理事会における議決事項は、第32条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会での表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。
3　前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 理事会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第５章資　産

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章会　計

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の２種とする。

（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は、毎年7月１日に始まり、翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）
第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。
３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）
第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）
第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）
第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができ

る。
2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）
第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑　則

（細　則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	利根川　裕太
理　事	守屋　実
理　事	上野　朝大
監　事	齋角　淳

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年9月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年6月30日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員（個人・団体） 0円	賛助会員（個人・団体）	100,000円
(2)年会費	正会員（個人・団体） 0円	賛助会員（個人・団体）	１口100,000円（1口以上）

附則

この定款は、2024年3月27日から施行する。

附則

この定款は、　年　月　日から施行する。

令和８年　度　　事　業　計　画　書

令和 8 年　7　月　1　日から　　令和 9 年　6　月　30　日まで

特定非営利活動法人みんなのコード

1　事業実施の方針

「誰もがテクノロジーを創造的全に楽しむ国にする」とのミッションの下、下記事業を実施。

1-1. 小学校・中学校・高校でのプログラミング教育

プログラミング教材の普及。そのために、①プログラミング教材の保守・改善、②オンラインも含めた研修の実施、③教員コミュニティの支援に注力する。

1-2. 2030 年学習指導要領改定に向けた実証実験

2030 年から順次予定されている学習指導要領の改定に向けたプログラミングを含むコンピューター教育の在り方を模索する。そのために、①カリキュラム開発、②新たな教材の開発、③政策提言を行う。

1-3. 学校外でのテクノロジーの教育

テクノロジーを活用したワークショップの実施。

2　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事　業　内　容	実　施 予　定 日　時	実　施 予　定 場　所	従事者 の予定 人　数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額
情報教育の普及・啓発に関する事業	子どもたちがデジタルやテクノロジーに触れるワークショップの実施	通年	学校 企業の施設 行政施設 等	7 人	ワークショップ参加者	61,414,098 円
学校現場における教材開発・提供および授業支援	指導者向け研修会の実施	通年	学校等	2 人	教員約 1,100 人	60,324,644 円
	教材等の無償提供	通年	学校	2 人	教材を利用する児童生徒約 100 万人	28,571,760 円

教育に関する調査研究および政策提言	文科省等の有識者会議への参加、調査研究成果の学会での発表	通年	宮城県ほか	３人	情報教育および研究に携わる教育者、研究者、大学院生等	30,550,456円
子どもがテクノロジーを体験する場の運営・伴走支援	・金沢市および須崎市における子どもがテクノロジーを体験する施設の運営 ・子どもがテクノロジーを体験する施設を運営する団体への助言等の伴走支援 ・被災地における子ども向けテクノロジー体験施設運営支援事業	通年	金沢市 須崎市 能登市	２３人	居場所利用者約 7,000 人（小学生～高校生）	53,519,057円

令和９年　度　　事　業　計　画　書

令和 9 年　7　月　1　日から　　令和 10 年　6　月　30　日まで

特定非営利活動法人みんなのコード

1　事業実施の方針

「誰もがテクノロジーを創造的全に楽しむ国にする」とのミッションの下、下記事業を実施。

1-1. 小学校・中学校・高校でのプログラミング教育

プログラミング教材の普及。そのために、①プログラミング教材の保守・改善、②オンラインも含めた研修の実施、③教員コミュニティの支援に注力する。

1-2. 2030 年学習指導要領改定に向けた実証実験

2030 年から順次予定されている学習指導要領の改定に向けたプログラミングを含むコンピューター教育の在り方を模索する。そのために、①カリキュラム開発、②新たな教材の開発、③政策提言を行う。

1-3. 学校外でのテクノロジーの教育

テクノロジーを活用したワークショップの実施。

2　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事　業　内　容	実　施 予　定 日　時	実　施 予　定 場　所	従事者 の予定 人　数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額
情報教育の普及・啓発に関する事業	子どもたちがデジタルやテクノロジーに触れるワークショップの実施	通年	学校 企業の施設 行政施設 等	7 人	ワークショップ参加者	52,097,719 円
学校現場における教材開発・提供および授業支援	指導者向け研修会の実施	通年	学校等	3 人	教員約 1,100 人	50,040,464 円
	教材等の無償提供	通年	学校	2 人	教材を利用する児童生徒約 100 万人	9,000,173 円

	教材開発	通年	学校	5 人	教材を利用する児童生徒約 100 万人	33,018,304 円
教育に関する調査研究および政策提言	文科省等の有識者会議への参加、調査研究成果の学会での発表	通年	宮城県ほか	3 人	情報教育および研究に携わる教育者、研究者、大学院生等	31,150,722 円
子どもがテクノロジーを体験する場の運営・伴走支援	・金沢市および須崎市における子どもがテクノロジーを体験する施設の運営 ・子どもがテクノロジーを体験する施設を運営する団体への助言等の伴走支援 ・被災地における子ども向けテクノロジー体験施設運営支援事業	通年	金沢市 須崎市 能登市	23 人	居場所利用者約 7,000 人（小学生～高校生）	53,519,057 円

書式第１３号（法第２８条関係）

令和　8　年度　活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人みんなのコード

（単位：円）

科目	特定非営利活動法人に係る事業	小計・合計
【A】　経　常　収　益		
1　受取寄附金		
受取寄附金	14,139,349	14,139,349
2　受取助成金等		
受取民間助成金	114,282,453	114,282,453
3　事業収益		
事業収益	116,272,220	116,272,220
4　その他の収益		
受取利息	0	0
雑収入	0	0
経　常　収　益　計	244,694,022	244,694,022
【B】　経　常　費　用		
1　事業費		
（1）人件費		
役員報酬	16,850,340	16,850,340
給料賃金	86,870,063	86,870,063
賞与	10,354,688	10,354,688
法定福利費	17,078,623	17,078,623
福利厚生費	969,285	969,285
（2）その他経費		
仕入高	0	0
研修採用費	2,521,105	2,521,105
業務委託料	29,518,161	29,518,161
接待交際費	0	0
旅費交通費	10,745,365	10,745,365
広告宣伝費	963,000	963,000
通信費	6,430,719	6,430,719
水道光熱費	0	0
修繕費	840,000	840,000
備品消耗品費	18,407,714	18,407,714
地代家賃	3,051,359	3,051,359
保険料	227,359	227,359
不動産賃借料	0	0
租税公課	10,342,485	10,342,485
支払手数料	2,424,208	2,424,208
支払助成金	9,535,794	9,535,794
支払報酬	861,145	861,145
会議費	2,029,666	2,029,666
新聞図書費	171,879	171,879
減価償却費	3,667,292	3,667,292
雑費	138,000	138,000
諸会費	381,765	381,765
事業費計	234,380,015	234,380,015
2　管理費		
（1）人件費		
役員報酬	1,116,860	1,116,860
給料賃金	5,229,653	5,229,653
法定福利費	1,105,038	1,105,038

福利厚生費	62,715	62,715
（２）その他経費		
研修採用費	518,895	518,895
業務委託料	450,899	450,899
旅費交通費	12,835	12,835
広告宣伝費	0	0
通信費	16,360	16,360
修繕費	0	0
備品消耗品費	736	736
地代家賃	197,433	197,433
保険料	14,711	14,711
租税公課	757,515	757,515
支払手数料	157,640	157,640
支払報酬	590,855	590,855
会議費	3,334	3,334
新聞図書費	11,121	11,121
減価償却費	53,155	53,155
雑費	0	0
諸会費	0	0
管理費計	10,299,755	10,299,755
経常費用計	244,679,770	244,679,770
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①	14,252	14,252
【C】 経常外収益		
なし	0	0
経常外収益計	0	0
【D】 経常外費用		
なし	0	0
経常外費用計	0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③		14,252
法人税、住民税及び事業税 ・・・④		74,500
前期繰越正味財産額 ・・・⑤		154,826,180
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		154,765,932

書式第１３号（法第２８条関係）

令和　9　年度　活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人みんなのコード

（単位：円）

科目	特定非営利活動法人に係る事業	小計・合計
【A】　経　常　収　益		
1　受取寄附金		
受取寄附金	14,214,227	14,214,227
2　受取助成金等		
受取民間助成金	110,629,680	110,629,680
3　事業収益		
事業収益	115,156,093	115,156,093
4　その他の収益		
受取利息	0	0
雑収入	0	0
経　常　収　益　計	240,000,000	240,000,000
【B】　経　常　費　用		
1　事業費		
（1）人件費		
役員報酬	17,281,708	17,281,708
給料賃金	96,887,508	96,887,508
賞与	11,483,003	11,483,003
法定福利費	18,810,117	18,810,117
福利厚生費	939,230	939,230
（2）その他経費		
仕入高	0	0
研修採用費	2,487,933	2,487,933
業務委託料	22,684,627	22,684,627
接待交際費	0	0
旅費交通費	9,989,773	9,989,773
広告宣伝費	900,000	900,000
通信費	6,483,213	6,483,213
水道光熱費	0	0
修繕費	840,000	840,000
備品消耗品費	9,399,280	9,399,280
地代家賃	3,102,942	3,102,942
保険料	227,363	227,363
不動産賃借料	0	0
租税公課	10,342,485	10,342,485
支払手数料	2,535,146	2,535,146
支払助成金	7,151,846	7,151,846
支払報酬	861,145	861,145
会議費	2,046,423	2,046,423
新聞図書費	187,846	187,846
減価償却費	3,666,851	3,666,851
雑費	138,000	138,000
諸会費	380,000	380,000
事業費計	228,826,439	228,826,439
2　管理費		
（1）人件費		
役員報酬	1,145,452	1,145,452
給料賃金	5,832,712	5,832,712
法定福利費	1,217,071	1,217,071

福利厚生費	60,770	60,770
（２）その他経費		
研修採用費	512,067	512,067
業務委託料	315,373	315,373
旅費交通費	10,227	10,227
広告宣伝費	0	0
通信費	16,787	16,787
修繕費	0	0
備品消耗品費	720	720
地代家賃	200,770	200,770
保険料	14,711	14,711
租税公課	757,515	757,515
支払手数料	164,854	164,854
支払報酬	590,855	590,855
会議費	3,577	3,577
新聞図書費	12,154	12,154
減価償却費	53,149	53,149
雑費	0	0
諸会費	0	0
管理費計	10,908,764	10,908,764
経常費用計	239,735,203	239,735,203
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①	264,797	264,797
【C】 経常外収益		
なし	0	0
経常外収益計	0	0
【D】 経常外費用		
なし	0	0
経常外費用計	0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③		264,797
法人税、住民税及び事業税 ・・・④		74,500
前期繰越正味財産額 ・・・⑤		154,765,932
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		154,956,229